

(様式4)

平成25年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎老人福祉センター
指定管理者名	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会
指定期間	平成24年 4月 1日～平成27年 3月31日(2年目)
施設所管課	福祉課

1 施設の概要

設置年月	昭和57年3月	根拠条例等	藤崎町老人福祉センター条例
設置目的	老人福祉推進のため高齢者の生きがいと健康づくり		
施設内容	会議室、相談室、調理室、浴場、休憩場		
利用料金	会議室使用料：(町内)半日1,000円、全日1,500円(町外)半日1,500円、全日2,000円 休憩料：(町内)大人150円(町外)大人200円 入浴料：大人250円、中人100円、小人50円		
開館日	会議室等：12月29日から1月3日以外の平日と土曜日の午前 浴場：毎月15日以外の日(但し15日が日曜日、祝日の場合は翌日)		
開館時間	会議室等：平日は、午前9時から午後5時、土曜日は午前9時から正午まで 浴場：午前7時から午後9時まで		

2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設の開館及び閉館、建物、設備の保守点検及び小規模修繕、使用手続き。また、公衆浴場としての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀等に良好な状態において管理を行う。
企画運営業務	生活健康相談、健康増進、教養講座、老人クラブの育成援助等高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業を行う。

3 利用状況

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	8,513	8,541	7,975	8,297	8,006	7,673	8,107	9,884	11,281	10,427	10,594	11,341	110,639
平成24年度(B)	8,423	8,190	7,682	8,154	8,044	7,394	8,112	7,826	8,114	8,716	7,835	9,195	97,685
(A)/(B)	101%	104%	104%	102%	100%	104%	100%	126%	139%	120%	135%	123%	113%
増減要因等	常盤老人福祉センターの改修・閉館により、藤崎老人福祉センターの利用者が増となった。												

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	774	741	753	704	1,593	519	639	835	2,648	583	746	907	11,442
平成24年度(B)	752	746	731	748	1,434	519	728	732	1,843	568	580	693	10,074
(A)/(B)	103%	99%	103%	94%	111%	100%	88%	114%	144%	103%	129%	131%	114%
増減要因等	常盤老人福祉センターの改修・閉館により、藤崎老人福祉センターの利用者が増となったため。												

4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)		1 指定管理料のみ	
	○	2 指定管理料+利用料金収入	
		3 利用料金収入のみ	
収入科目	金額(千円)	支出科目	金額(千円)
指定管理料	8,806	維持管理費	6,961
利用料金	11,442	事業費	13,143
その他	593	その他	0
合計 (①)	20,841	合計 (②)	20,104
		収支差額(①-②)	737

5 利用者満足度状況(アンケート調査)

質問の内容	回答

6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者 自己評価	町所管課	
		評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	A	A	開館日、開館時間、接客マナー等事業計画に掲げられた業務が適正に行われている。
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	A	A	地域住民や団体との交流を図り、施設及び各種事業のPRに努め利用促進を行っている。
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	A	A	建物・設備の修繕等が適切になされ、利用者が快適に利用できる状態が保たれている。
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	A	A	事故防止、事故発生時の対応体制が確立されている。
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	A	A	経費節減に努め、適正に執行されている。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	A	A	成果目標達成の取組みが行われている。
7. 個人情報の保護	A	A	個人情報の保護に対する取組みが適正に行われている。
全体評価	A	A	施設、設備が良好な状態で管理され、維持管理業務が適正であり、利用者が快適に利用できるような取組みが行われている。

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている
C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する

B (良) : 適正である
D (否) : 改善や更なる取組が必要